

第七回 参議院法務委員会會議録第二十九号

昭和二十五年四月二十一日(金曜日)午後二時二十二分開会

本日の會議に付した事件

○弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案(衆議院提出)

○国籍法(内閣提出、衆議院送付)

○国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案(内閣提出、衆議院送付)

○民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○土地台帳法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○株式の名義書換に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(伊藤修君) それではこれより法務委員会を開きます。

○弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案を議題に供します。

先ず提案者の衆議院議員北川定務君に提案理由の御説明を願います。

○衆議院議員(北川定務君) 只今議題となりました弁護士法第五條第三号に規定する大学を定める法律案について提案の理由を御説明申し上げます。

御承知の通り弁護士法は第五回国会におきまして制定いたしました法律であります。付属法令としてただ一つ如何なる大学の教授又は助教が弁護士の資格を有するかを定める法律が制定いたされておりましたので、衆議院法務委員会におきましては、小委員会を設け、その立案起草にあたり弁護士会文

部省等の意見を聴取した結果、三月二十八日一応の成案を決定いたし、四月十五日委員会に報告の上、委員会の成案として決定いたし、四月十八日の本會議で可決された次第であります。

本案起草に当りまして大学を指定するにつき二つの方法が考えられたのであります。その一つは抽象的、原則的

に大学を指定して行く方法であります。これによると、この法律一つで資格のある大学が制度的に定まるわけであり、裁判所施行法ではこの考え方で大学を定めております。

他の一つは具体的、列挙的に個別の大学を指定して行く考え方であります。これによりますと、毎年又は毎国会資格のある大学ができることに法律を改正して行かねばならないのであります。弁護士連合会は当初この方法を希望していただいておりますが、小委員会におきましては二つの考え方を比較研究いたした結果、現実には弁護士の登録請求があつた場合には、この二つの考え方は結果において、ほぼ同様であることがわかつたので、立法技術として優れている第一の方法を採用いたしたのであります。従つて裁判所施行法と原則的には異なるところはないのであります。

この法律により現在いかなる大学が指定されるかと申しますと、次の通りであります。

九州大学	東京商科大学
神戸経済大学	大阪商科大学
慶応義塾大学	早稲田大学
明治大学	中央大学
日本大学	法政大学
専修大学	関西学院大学
関西大学	同志社大学
立命館大学	愛知大学
京城帝国大学	台北帝国大学
建国大学	東亜同文書院大学

条文について、裁判所施行法と異つてゐる点は、僅かに新制大学に附置される大学院は法律學に關係のあるものに限るとすること、満洲國の建國大學を入れてある点だけであります。

即ち法律學に關係ある大学院とは農學部や醫學部の教授、例えば農業法担当や法醫學担当の教授は弁護士にはなれないという意味であります。又建國大學については旧大學令の適用がないだけで内容及び學力は他の帝國大學と差異はないのでこれを取入れたのであります。

以上を以て本案の提案理由及びその概要を御説明いたしました。何とぞ御審議の上速かに御審議あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(伊藤修君) ではこれより質疑に入ります。何か質疑がありますか……

それでは提案者にお伺いいたしますが、旧滿洲國建國大學を本案に加えた理由につきまして、只今提案理由で簡

単に御説明ありましたが、これによつて実益を受ける者は何人あるのかその点を一つ……

○衆議院議員(北川定務君) お答えいたします。現在の法案の適用を受けます者は、旧建國大學教授禮川政次郎、村教三、村井藤十郎、この三名の方だけでございます。

○委員長(伊藤修君) 次に旧滿洲國建國大學は終戦と同時に解散したものと史料せられますが、同大學設立後解散までの諸資料があるでしょうか、どうか。若しあるとすれば、どこに如何にして保存されているか。又同大學の内容、組織、程度及びその教授又は助教の資格等はどうか。又同大學の教授又は助教は、同大學の教授又は助教たる者及びその勤続年数等を認定するに十分なものがあるかどうか。又誰がこれを認定するのか。若し右資料がないならば、同大學で五年以上法律學の教授又は助教たりし者は如何にして認定するのか。こういう点についてお答え願いたいと思ひます。

○衆議院議員(北川定務君) 仰せの通り滿洲國建國大學は終戦と同時に解体されたのであります。同大學は昭和十三年に設立せられたものであります。康徳十二年即ち昭和二十年、終戦と同時に解消いたしましたものであります。これらの学校の資料につきましては、文部省、各地の圖書館、國立國會圖書館等に保存されておりますところの政府の官報に詳細に記載されてあるのであります。大學の組織といたし

ましては、滿洲國の総理大臣が大學総長でありまして、學校の科目は政治學、經濟學、文教學の三科に分れておりました。學年は六ヶ年制度でありまして、即ち三ヶ年が高等學校程度でありまして後の三ヶ年が我が國の旧制の大學令による大學に相當するのであります。而してこの大學の教授であつた者をどうして証明するかということでありまして、これは外務大臣と文部大臣とが協議の上、學生や教授の在職年数等を定めることに相成つておるのであります。現在外務省でこれらの氏名住所が登録されておるのであります。で、この証明に基づきまして結局外務大臣が何ヶ年間教授として在職しておつたということを証明することに相成るのであります。以上を以てお答えいたします。

○委員長(伊藤修君) 次に旧滿洲國にはひとり建國大學のみではなくて、これと同格の、又は同種の學校と認められるところの大同學院、新京法政大學等が存在していたということでありまして、これらを本案に加へなかつた理由はどうでありましょうか。

○衆議院議員(北川定務君) お説の通り大同學院といふものが滿洲國にあつたのでございまして、これは滿洲國の官吏を養成する學校でありまして、内地で高文を合格した者、或いは滿洲國の高文を合格した者等を入學せしめまして、卒業した場合に滿洲國の官吏に任用するといふ制度でありまして、建國大學のように主として法律學

を勉強する学校でないものでありまして、これを除外した次第であります。更に新法政大学というものがございましたが、これは我が国の専門学校に相当する学校でありまして、現在の新制高校よりもちよつと程度の高いといふのでございますが、旧制の大学の大学に比較しまして程度が少し低いといふような理由から、この二つの大学を資格の中に入れなかつた次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 次に裁判所法第四十一條、即ち(最高裁判所の裁判官の任命資格)の第一項第六号によれば、最高裁判所の裁判官となる資格は、別に法律で定める大学の法律学の教授又は助教を二十年以上勤めた者についてこれを認めており、同号は、同法第四十二條(高等裁判所長官及び判事の任命資格)の第一項第六号に準用せられて、判事たる場合は、十年以上となつており、更に同法第四十四條(簡易裁判所判事の任命資格)の第一項第五号にも準用せられて、簡易裁判所の判事たる場合は、三年以上となつてゐる。而して右の(別に法律で定める大学)は、裁判所法施行法第五條によつて、「裁判所法第四十一條第一項第六号の大学は、学校教育法による大学で、大学院の附置されてゐるもの及び大学令による大学とする。」となつてゐる。又檢察官法第十八條、二級の檢察官の任命及び級級は、同條第一項第三号によつて、「三年以上政令で定める大学において法律学の教授又は助教の職に在つた者」となつており、これを受ける昭和二十二年五月三日の政令第三十四号、檢察官法施行令第一條も、前記裁判所法施行法第五條と全く同じであ

る。即ち裁判官、檢察官になることができる教授、又は助教は、いずれも学校教育法による大学で、大学院の附置されてゐるもの又は大学令による大学の教授又は助教に限られてゐる。——旧満洲国の大学には、これを認めてゐない。然るに弁護士たる資格にのみこれを認めるのは均衡を失ふることになると思ふが如何。若し本法案によつてこれを認める時は、弁護士として三年を経過した時は、三級檢察官、簡易裁判所の判事となる資格ができ、十年経過すれば、判事、二十年経過すれば最高裁の裁判官となることができ、裁判所法、檢察官法の判事の任命資格に抜け穴ができることとなると思ふが、この点どうなるか。又他面弁護士の地位確立のためにもかかることを認めるのは妥当を欠くと思ふがどうであるか。この点について御意見を伺いたいと思ひます。

○衆議院議員(北川定務君) 仰せの通り檢察官法、裁判所法にも本法案と同趣旨の規定があるようでございます。然るに本法案のみに満洲国の建國大学を入れたのは如何なる理由によるものかとお尋ねでございますが、建國大学は、我が国の旧大学令による大学ではないのでありますが、その内容程度等からいまして、旧大学令に準じて設立せられたものであります。内地の帝國大学に内容も酷似してございまして、入学の資格或いは帝國大学に編入する場合、或いは内地の高等文官試験を受けるというような場合にも、殆んどこれらの大学と同等の地位にあると認められるのであります。弁護士資格を教授並びに助教に与えるに当りまして、同等の程度の学校で教授若

しくは助教をなしておつた者であるのでありますから、成るべくこれらの人々にも弁護士たる資格を与えることは、公平の点からいしても、職業を与えるという意味からいしても決して不当ではない、むしろ成るべく機会を与えてやるべき必要だと考えたのであります。殊に同大学は該当者が僅かに三名でありまして、今後増加するといふことは、全然ないのであります。さうな点からいまして建國大学の教授、助教を特に本法案で指定いたしましたのであります。さうなことをしては、権衡を失ふのではないかと、裁判所法や檢察官法に比較して権衡を失ふのではないかという疑いは全然ないといふわけではありませんが、簡易裁判所の判事になるには三年間教授若しくは助教をしておればよいといふことになつております。弁護士法では五ヶ年間これらの職にあらねば資格はないことになつておるのであります。この期間の長い点も双方のバランスを得る一つの点ではないかと考えられます。建國大学が先程申し上げましたように、内容の点からいまして旧制の我が国の大学令による大学と比較しまして、決してその程度が劣らないといふ点を考慮して、特に満洲国の建國大学にも資格を与えることにいたしましたのでございませう。

○委員長(伊藤修君) 次に満洲国の法令による場合には、建國大学で五年以上教授又は助教たりし者は満洲国の弁護士となる資格を有しておるやうか、この点をお伺いしたいと思ひます。若しあつたとするならば弁護士法第七條によつて、最高裁判所の承認を受け

て弁護士事務を行うことができることと解釈されますが、この法案において建國大学を加える必要はないように思われますが、この点をお伺いいたします。

を教え、訓練等に非常に力を入れておつた次第であります。新法政大学につきましては、修業年限は四年であつたと思ひますが、中学校からあと四年間新法政大学に入つて、これは専ら法律だけを勉強した次第でございます。この新法政大学の教授には、満洲国の律師、即ち弁護士になる資格を与えておまして、これは満洲国大学令によつてでき上つたものでありますから、その中に、律師法におきましてもやはり律師となる資格を与えておつたわけでありませう。併しただ内地の旧大学令と比較いたしました場合に、おきまして、一応区別すべき根拠があるように思われるのでございまして、ただ新法政大学におきましては、大学院が附置されておりましたならば、今日問題になつておりましたところの弁護士法による、大学院の附置された新制大学に相当するものと私考するのでございませうが、一応その点は別といたしまして、満洲国の律師法におきましては建國大学も新法政大学も二つ共に律師となる資格を持つておつたことは確かでございます。

○委員長(伊藤修君) 今一つお伺いして置きたいことは、満洲国の法令によつて建國大学以外に五年以上その学校の教授又は助教たりし者に満洲国の律師、弁護士となる資格を附与せられておるといふ学校はなかつたのですか。

○委員長(伊藤修君) 他に何か……大野幸一君 この弁護士法は確か衆議院から法案が提出されたものでありましようが、その頃に満洲国建國大学ですか、これを予想したのですか、予想しなかつたのですか。少くとも私達がここで審議するときには、この五條三号によるところの大学のことについて

○委員長(伊藤修君) どうぞ。

○衆議院専門員(村教三君) この満洲国におきましては、弁護士法に相当いたしますのは律師法というのがあります。その律師法には建國大学の教授その他先程お話に出ました新法政大学の教授等は、それ〴〵律師になれるという法律がございまして、年限は何年になつておつたか只今忘れましてけれども、資格があることは確かでございます。満洲国の六法全書が残つておりますので図書館等で調べますれば、その点はつきりするといふことを申し上げることができると思つております。

○委員長(伊藤修君) 今一つお伺いして置きたいことは、満洲国の法令によつて建國大学以外に五年以上その学校の教授又は助教たりし者に満洲国の律師、弁護士となる資格を附与せられておるといふ学校はなかつたのですか。

○衆議院専門員(村教三君) 建國大学と似ておりますのは新法政大学と、大同学院だけでありまして、大同学院につきましては、先程も北川委員から申しました通り、先ず高等文官試験に合格してその後、一、二年乃至せいぜい二、三年ぐらゐの短期の高級官吏の養成機関として設置されたものでありまして、内容は法律学だけでなしに、むしろ政治、経済に関する部門のこと

○衆議院専門員(村教三君) 建國大学と似ておりますのは新法政大学と、大同学院だけでありまして、大同学院につきましては、先程も北川委員から申しました通り、先ず高等文官試験に合格してその後、一、二年乃至せいぜい二、三年ぐらゐの短期の高級官吏の養成機関として設置されたものでありまして、内容は法律学だけでなしに、むしろ政治、経済に関する部門のこと

○委員長(伊藤修君) 他に何か……大野幸一君 この弁護士法は確か衆議院から法案が提出されたものでありましようが、その頃に満洲国建國大学ですか、これを予想したのですか、予想しなかつたのですか。少くとも私達がここで審議するときには、この五條三号によるところの大学のことについて

て一言もこれに触れておらなかつたのでありまして、私達はさういふことを、満洲国の建國大學を予想する考えを持たずして、あの法律を扱つたわけでございます。當時のさういふことを予想してなくて、あとから不便だと言つて思ひ付いて今度さうやつて呉れとさういふわけですか。

○衆議院議員(北川定務君) お答えいたします。弁護士法第五條には、法律で定むる大学の教授をしておつた者と規定されておりました。その際、衆議院の法務委員会におきまして、大體旧制の大學令によるところの大學と、それから新らしくできる學校教育法によるところの新制大學、これは大學院の附置されておるものでありまして、而も法學部を有しており、大學院において法學部の研究をする施設のある新制大學といふふうに考へておりました。又外地においても同等の學校において教授しくは助教をしておつた者もやはり考慮に入れておつたのであります。特に檢察官法、裁判所法などには規定のないところの、外國において弁護士資格を有する者、或いは外國人を弁護士として任命する規定等がございます。關係からしまして、やはりこれらの外國における大學令に準ずる大學といふことも考慮に入れておつたわけでございます。

○大野幸一君 この大學の総長が滿洲國總理大臣であるということは、制度上さういふことになつておつたのですか。この大學の総長は必ず滿洲國總理大臣でなければならぬ、さういふ意味でなつておつた學校なんですか。

○衆議院專門員(村教三君) 建國大學は建國大學令というた一つの勅令を

滿洲國でも出して、その官制におきましては、建國大學總長には國務總理大臣を以つて充る、このように定めてございます。尙且つ大學は當時の皇帝の勅書を貰ひまして、最高にして唯一の大學であるというように、勅書に基いてできた大學でございます。

○大野幸一君 さうするとこの大學はいわゆる滿洲國の官吏を養成し、滿洲國建設の目的を達成せんとするところの意圖を持つておつた大學であつて、これは多分に政治的の大學であつて、決していわゆる學問の自由を持つておつた大學とは考へられぬ、そこで先程からお伺ひして行くと、學力は同じである、入學率も同じである、その点については私達も了承できますが、少くとも滿洲國ができたのは、この第二次戦争の端緒をなしたものであつて、滿洲國の建設こそ、不幸な世界の戦争を捲き起した、さういふところの國においてさういふことは、これは學問からではなくて、いわゆる民主主義の、これから日本に對する考へ方を決して養成していなかつたらうし、それと逆な方向を辿つておつた大學と見なければならぬ、さういふ意味において、一つの軍部の軍國主義のお先棒を担いだ國である、滿洲國總理大臣といふのは、一つの軍國主義のロケットであるといふやうな、さういふやうなことを考へるときに、これもさういふ少數の人のために、世界の人の一番憎んだ滿洲國建設の基礎をなすところの大學を少數の人のためにあれするといふことはどうかと思ふ。この点に對する、世界的に及ぼす影響は考慮されなかつたのですか。

○衆議院議員(北川定務君) お説のやうな見解もあり得ると思ふのです。又朝鮮、台灣におけるところの大學なども又さういふ考へも起り得ると思ふのであります。併し滿洲國は申上げるまでもなく、我が國の官吏が沢山赴任して參つておりました。又我が國の各種の制度が非常に取入れられておつたことも事實であると思ふのであります。現に司法官などは、我が國の司法官が參りまして、司法制度を確立したりいたしてありまして、法律制度から見ても、殆ど我が國の制度と酷似しておつたのであります。學校につきましても、建國大學につきましても日本の學校と非常によく似ておりました。この學校に働いておる教授連中もやはり日本の相當の大學を出ておる人々でありまして、これらに或る程度の資格を附与するといふことは、外地に働いておつた者と内地におつた者と別に差別待遇をする必要はないように思われるのであります。さういふ点からいいたしまして、特に軍國主義のお先棒を担いだものなどは実は我々は考へておらなかつたのであります。朝鮮や台灣の大學、台北帝國大學、朝鮮帝國大學と大體同等に見て、かような結論をしたわけでございます。

○大野幸一君 この大學の綱領といふのか、校則といふのか、立つたときの綱領といふのか、さういふものをどこか圖書館などから提出されるように要求して置きます。

○委員長(伊藤修君) さういふ資料はあります。

○衆議院專門員(村教三君) 割合さういふ古い資料がないのでございまして難儀をしておりますが、若し手に入り

ましたら提出したいと思ひます。

○委員長(伊藤修君) それでは一つあなたの方で御調査願ふことにして、圖書館などから一つお探し下さつて、大野君の御要求の資料を御提出願ひます。外に御質疑がなければ……

○松井道夫君 建國大學關係で、資料によりまして瀋陽政次郎博士が載つておるのでございしますが、瀋陽政次郎博士は現在どうしておられるのですか。

○衆議院專門員(村教三君) 瀋陽政次郎博士は私共と一緒に海外から引揚げて來られたのでありますが、極東裁判につきまして臨時弁護の方をやつておられまして、現在は弁護士連合會の囑託をいたしまして日本弁護士界のためいろいろとお尽力になつておられます。

○松井道夫君 現在弁護士にはなつておられないのですか。

○衆議院專門員(村教三君) しかとその点は私承知しておりませんが、なつておられないように思つております。

○松井道夫君 何か外の大學の教授關係で、何ですか、弁護士資格は持つておられないのですか、その点はどうですか。

○衆議院專門員(村教三君) 尤も建國大學の教授になられる前に中央大學に長くおいでになられましたから、その方面で資格は持つておられるかと思ひますが、詳しいことは私よく存じません。

○松井道夫君 村井さんは……

○衆議院專門員(村教三君) 村井藤十郎氏の方は大阪で外字新聞を經營されて、その主筆をやつておられるように聞いております。

○松井道夫君 次に、資料の三を拜見

いたしまして、「法律學關係の學部を有する新制大學」といふのがさういふところに載つておりました。イといふところに「旧制大學の変形したもの」とあるのではありませんか、この「旧制大學の変形したもの」といふのは、大學がこれに全部入つておるのですか。

○衆議院專門員(村教三君) この資料三の中の1、2について申し上げますと「法律學關係の大學院を有する新制大學」は、今年の三月末日現在におきましては一つもないのであります。そこで大學院のない、學部だけを持つておる新制大學があるわけでありまして、これが一応イ、ロ、ハ、ニと分れて、イの方は、旧制大學がいづれもこの新制大學に變りつゝあるわけでありまして、その大部分は先に提案理由で申し上げました大學が大体これに當るわけでございます。それ以外に國立大學といひましてこの三つの大學、公立大學といひましては愛知大學が一つ、このように文部省から回答があつたわけでありまして、いづれもこれは三月末日の調査でございまして、四月に入りましてからは多少殖えておるものと考へられるやうな次第でございます。

○松井道夫君 「法律學關係の學部」と申しますと、現実に何學部といふことになるのですか。

○衆議院專門員(村教三君) 一般には法學部があるといふのが前提でございますけれども、併し名前は必ずしも法學部でなくとも、例へば政治學の學部、法文學部とか法社會學部とかいふやうな、名稱にこだわらずに法律學を主たる學問として研究しておる學部とか、或いはその學部の上にある大學院、こ

れらを指すものでございます。

○松井道夫君 そうすると、要するに専門の法律学の講座を有する大学というふうな解釈していいのですか。

○衆議院専門員(村教三君) さようでございます。

○松井道夫君 そうしますと、どうもこの国立大学のところに金沢大学岡山大学、熊本大学と三つ挙げてありますが、この外に法律学の講座のある大学はあるのでしょうかありますが、尤もこれには二十五年の三月末日現在というところになっておるので、この辺が又どういふ関係になりますか分りませんが、例えば新潟大学にもこれは人文学部の中に法律学の講座があるのですが、ちよつとその辺分りかねるのですか、どういふことになっておりますか。

○衆議院議員(北川定務君) 三月末日現在では、文部省はこれだけの新制大学が大学院を持つて、而も大学院で法律学の研究をしておるということをお返答しておりますが、新潟大学で法律学の講座を有し、且つ大学院を持つておりました大学院で而も法律学の研究をしておるのであるなら、この法案によるところの新制大学の中に包含されるものと解して、差支ないと思ひます。

○松井道夫君 いや、私の伺つておるのは、この法案審議の過程において、資料の説明を求めておりますので、私の申しております資料三のとの関係をお聞きしておるので、この1の方は「大学院を有する新制大学」はないと書いてあるのですから、実際一つもないのだらうと思ひます。金沢大学、岡山大学その他の大学もないのだらうと解釈

しておつたのであります。私の根本的の疑とするところは、これは弁護士資格を厳格にするという建前は、これは別の建前といたしまして、ただ弁護士とするに適當な資格を持つておるかどうかという一つの基準といたしまして、或る国立の総合大学、或いは専門の法律学の講座を持つておる大学、どこに線を引くか、その線の引き方をお伺いしたい。実情を申し上げますと私は新潟出身であります、新潟総合大学のことをよく聞き又関係もいたしておるのであります。新らしい学制となりまして国立の総合大学が金沢、岡山、熊本、ここに挙げました外に新潟その他にできましたわけであり

ます。今の新しい学制の理想に到達いたしますには、そういう大学が立派な法律学なら法律学の講座を持ちまして、これが日本の最高の学問の庭となるということが大切であると思ひます。今、これが現在立派な教授に來て頂くのは極く数が限られておるのであります。甚だ講座の充実というところにつきまして非常に遺憾な点があるものであります。それで例へば弁護士法との関係におきまして、そういう大学の講座を何年やりまして、そういう大学の講座を何年やりまして、そういう大学の資格も持たないということでは、誠に有能なる教授を招くのに困難を感じることであらうと思ひます。

勿論教授になりますには非常に厳格な資格が要するのであります。学校教育法その他の法律で決めるわけなのであります。非常な厳格な資格が要する従つて教授は實際得られない。助教でさえも得られないといつたような講座が多い。仕方がないから、新潟で言いますれば、東京でありますとか、仙

台でありますとかから教授に來て頂いて、兼務して頂いてやらねばならぬという形になつておるのであります。でありますから、例へばこの口に書いてありますような国立大学におきましてこれが新任の教授、立派な資格がある人に限つて任命されるのであります。が、こういう大学の教授を数年間やつたという人にも、やはりその資格を認めればよいではないかということが考へられるのであります。その点について御質問しておるわけなのであります。その点はどうか考へになりますか。

○衆議院専門員(村教三君) 実は立案當時におきまして、弁護士法による大学とは、新制大学を基準に考へるべきであるか、旧制大学を基準に考へるべきであるかということが問題となりまして、むしろ立案當時におきましては、旧制大学の教授を考へておつたやうでありましたが、我が国の現在の教育制度から申しまして、むしろ新制大学を基準に考へるべきではないかという意見が強くなりまして、法案の建前は、これに大学院の附置されたものと

いう條件を附け、それから旧制大学の教授に及ぶという形にしたわけであり

ますが、仰せの通り、段々と新制大学におきまして立派な教授が集まられまして、社会的評価が高まりまして且つ又法曹の間におきましてよく了解が得られますならば、おつしやい

ましたような方向に段々沿つて行くことと考へておる次第であります。

○松井道夫君 現在の有るも教授である以上は、相當な資格を厳選してやつておるのであります。が、そういう教

授が五年なら五年間やつておるといふ場合にも、やはり大学院のない新制大学ならいけないという根拠が分らないのでお尋ねしておるのですが、その点一つ伺いたい。

○衆議院専門員(村教三君) この考へ方の基準は、やはり弁護士法立案當時におきまして、旧制大学が一応の目標となつておりました、大体この程度の水準にある大学の教授が弁護士になつた方がいんじやないかという考へ方が圧倒的に強かつたと思ふ次第でございます。それで旧制大学の方につきましては、そのままよからうということになつたのであります。が、新制大学につきましては、教授の中には相當優秀な方もおられるように聞いておりますが、設備の方面におきましてはまだく足りない大学もあるやうでございます。それでこの点をどういふ工合に調整したらよからうかというこ

とは、なか／＼苦心された次第でございます。衆議院の法務委員会におきまして、文部省の方に來て頂きましていろいろこの間を何らか調整する方法はないかと苦慮いたしましたのでござ

います。が、どうも現在のところでは、大学院が附置されるということが一つの標準になつて、ここで一応線を引いたらどうかというやうな次第になつたのでござ

います。が、何も大学院のことそれ自身は、一つの確固たる段階でなければならぬことは皆さんもお考へにならなかつたやうであります。次第にこの大学院の位置という問題からも、或いは存置しない大学であつて而も有能な教授が得られ、設備も充実し、社会的評価も段々高まり、法曹の方面におきましてよく了解が得られますなら

ば、近き将来におきまして、おつしやるやうな方向に向つて行くことを考へた次第でございます。

○委員長(伊藤修君) では本案につきましては、資料の提出がありますからこの程度にいたします。

○委員長(伊藤修君) 次は国籍法及び国籍法の施行に伴う戸籍法の一部を改正する等の法律案、兩案を議題に供します。前回に引き続きまして質疑を継続いたします。

○松井道夫君 私は、憲法の附属の法典といたしまして、国籍法の改正が非常に遅れておつたということを非常に遺憾としておりました、しばらく政府の方にも、注意を喚起しておつたのであります。勿論その趣旨は、憲法が新らしくなり、戦争の放棄もいたします

や、平和國家の理想を掲げておる、そういう状態でありまして、又憲法に歩調を合せまして、国籍法にも密接な関係があります民法の身分関係の領域におきましては、全面的に改正せられるというところに関連いたしておること

は申すまでもないのであります。それでこの国籍法につきましては、単に條文上見まして、例へば軍関係のやうなものが残つておる。例へば現行法の十六條の第五号に「陸海軍ノ將官ト為ルコト」といつたやうなことがある。そういうものも整理するといふのみに止まりませんで、相當根本的にこの国籍法を見直して行くといふために遅れておるのではなかつたかと了解しておつたのであります。今回の立案を拜見いたしましたので、相當突つ込んだ改正をしておられるのであります。なか／＼御苦心の

條の關係及び五條、六條の關係から申しましたも、夫としての權利、或いは妻としての權利、或いは父としての權利、母としての權利、つまり男と女との間にその權利に差等を設けるといふものではありませんが、新憲法の精神に必ずしも反するものではないと、かように考えたわけでありました。尙御疑念の点は今後十分研究いたして見たいと考えております。

○委員長(伊藤修君) 他に御質疑なければこの程度にいたします。

○委員長(伊藤修君) 次に民事訴訟法の一部を改正する法律案を議題に供します。前回に引続いて御質疑を願います。

これは特別立法として、臨時的な措置法とかというような考えはないのですか。

○説明員(關根小郷君) 只今の衆議院におきましての審議状況を申し上げますと、修正案として、臨時の特別法案の形で議員の方から修正案が出まして、本日G・H・Qの方からアブルーバルがありました。そういう状況であります。

○大野幸一君 今資料がありませんが、この間資料を拜見しました時に、資料の中に今まで立案された案の経過であらうと思ひますが、高等裁判所に法律で上告部を設けてやる、こういう案がこの法案に入つて来なかつた経緯について御説明願ひます。

○説明員(關根小郷君) 実はその点につきましては、法制審議会におきまして、これは政府側の問題になりますけれども、便宜私からお話申し上げますと、法制審議会におきましては、やはり特別の下級の法律審を設けた方がよいと

いう答申が出まして、その結果法制審議会の部会長をいたしております最高裁判所の部会長をいたしております。最高裁判所の裁判官の眞野判事が主となつて、法制審議会の部会をいたしまして、その案に基きます。結局法案を作ればこうなるという案を關係方面と折衝いたしました。ところが關係方面におきましては、まだ特別の法律審を作るといふことは、現在の事態では如何なものであるかといふことになりました。その理由を簡単に要点だけ申し上げますと、第一点といたしまして、刑事訴訟法と歩調が合わないではないか。それからもう一つは、その下級の法律審は最高裁判所の小さなもの、最高裁判所が二つできるようなことになつてはどうか。それからもう一つは結局審級が四つになる虞れがあるのではないかと。そういう三つの点におきまして、もう少し考慮を要する、だから今の程度では最高裁判所の上告事件の審理を調整するといつただけに止めて、特別の法律審を作ることは、もう少し将来研究するのがよいのではないかと。いつた示唆がございまして、結局政府案といたしましては、今度の御審議願ひしておりますものに帰着したわけでございます。

○大野幸一君 どうも全体から見まして、この法律でやりますと、審級を多くする、四審制度になると、審級を多くする、これではやはり二審制度になつてしまふ。今の最高裁判所の實際を見ますと、判事さんも余り細かい民事事件をやつておられる暇がないのか、興味がないのか知りませんが、専らこの法律によりますと、殆んど憲法問題に限られてしまつて審査しなくてもよいことになる、こういう

ように考えられますが、今まで最高裁判所ができてから民事事件がどのくらい最高裁判所によつて破毀されておるといふような、そういう資料が或いは届いているかも知れませんが、ありますでしょうか、ないでしょうか。上告事件についての破毀されたパーセンテージについて……

○説明員(關根小郷君) 或いは政府委員の方からの御答弁の方が妥当かと思ひます。部分もありましかもしれませんが、これもやはり原則は三審制度が維持されるわけでありまして、やはり判断の中で、重要な法令の解釈を含んでいないものについては、重要な法令の解釈に当たらないという判断をするわけでありまして、全然扱ひてしまふというわけではございません。それから又結局刑事訴訟法に比較いたしますと、刑事訴訟法は大まかに申しまして、原則として事実審が一審、それから法律審も二つあるような形になつておる。今度の案におきまして事実審は二つあるものでありまして、事実審二つということば、事実審をやりながら同時に又法律の解釈、法律審の仕事をやりますので、やはり二審級のみになつてしまふという御心配はないのではないかとと思ひます。

それから只今お話のありました最高裁判所が破毀した事件は、どのくらいか、これは先般法務府の方から資料が出ております中にございまして、大体大まかに申しますと、二審の判決を百件といたしまして、破毀になります件

数は四件でございます。これは四%といふことになるわけでございます。ただ実情を申し上げますと、大審院時代は裁判官が四十五名おりましたが、現在は三分の一の十五名になつておりますので、仕事の量は大体同じでございます。その中で、結局仕事の分量は三倍になり審理の遅延の状況も三倍になつてしまふといふような結果が出ておるに抑えられてしまふといふようなことになつておるもので、どうしてもこの程度の調整はせざるを得ない。破毀になりますのはむしろ少しい事件でございますので、もう少しゆとりがあります。それから、破毀される事件も殖えて来るのではないかと、實際の打明け話を申し上げますと、そういう実情でございます。

○大野幸一君 確か戦前は二〇%の破毀率になつておつたと思ひます。そうすると現在は非常に破毀率が少いといふことになりまして、戦前の民事の破毀は御記憶ありませんか。

○説明員(關根小郷君) それも確かに資料に差上げてあると思ひますが、戦前の平和時代の五ヶ年の平均でございますが、これは一七%で、二〇%まで行つておりません。結局戦争の終末に近づくに従つて破毀率は少くなつて来ております。

○大野幸一君 裁判を受ける側の方からいいますと、近頃どうも最高裁判所の民事の判決に対して不満を持つておるといふことと、今破毀率が少くなつておるといふことは何らか一脈合致するものがあると思ひますが、この法律が施行されれば尙そういう弊害が起るのではないかと、こう思ひます。その点についてどう考えますか。

○説明員(關根小郷君) 実は只今申し上げますように、大審院当時より人員が三分の一に減つておりますので、重要な事件につきましては、実は正直のところは棚上げになつておる状況で、内訳を申し上げますと、その事務の負担の調整ができますならば、重要な事件の内容に入つて審査判断をすることができるよう。従つてこれは将来のことにはつきり申し上げられませんが、結局重要な事件に手を触れることができるようになるのでないかといふ予想も付くわけでございます。

○大野幸一君 それでは調査官を増員してやるという方法は、駄目なんですか。

○説明員(關根小郷君) 実は調査官は現在二十名ばかりおられてやつておりますが、調査官自身の、打明け話をしますと、実は上告記録が参りますと調査官は調査いたしましたして、裁判官に報告書を出します。そうしてそれに基いて裁判官が自分の判断の資料にするわけでありましてけれども、実は事件が溜まつております関係もありまして、調査官がその報告書を出しますと、その書類が長途の旅行に出してしまつたといふくらいに戻つて来る期間が長い。殆んど戻つて来ない、そういう実情で調査官自身が嘆いておる実情であります。これは余談になりましかつても、調査官のみならず、上告された元の裁判をした下級裁判所の判事、これも首を長くして待つてゐる。いつ戻つて来るかさつぱり分らん。私共思ひますに、調査官、下級裁判所判事のみならず、当然保護されるべき当事者の待つて居持というものはそれ以上だと思ひわけ

であります。従つて調査官だけに問題を限局いたしましたも、同じ最高裁判所の中におりまして、一体記録が自分のところへ戻つて来るのはいつか分らんとする情勢でありまして、調査官が殖えれば殖える程その調査官が裁判官に出します報告書は机の上に積み重ねられてしまふ状況であります。ですからお話のような、調査官が殖えるという事は、一面仕事が増えるという事でございまして、尙その半面裁判官の机の上の書類が殖えてしまふということです。従ひましてやはり裁判官の数の相応する調査官の数の限度に止めませんと結局やはり裁判官の事務の仕事は殖えてしまふ。従つて結局のところ役に立たないといつた、極論でございませうけれども、そういう場合になるのではないかと。従つて調査官の数も、現在或いは少しは殖えてもよいかと存じますけれども、やはり限度があるのではないかと。そういう考えであります。

○大野幸一君 それからこの訴訟法と一時法との関係ですが、どうも訴訟法は一時法には適しないように考へるの、その一定の過程を踏んで継続する状態があるの、普通実体法のように、いつからいつまでというのではなく、訴訟法というのはいち特別に適しないものではないかと思ふのですが、その点についてはどう考へになりますか。

○説明員(關根小郷君) 実は特別法の形は面目くないことは、おつしやる通りでございますが、私共同意見でございまして、ただ応急的問題といつたしまして、将来これよりもいい案があればそれに乗り移る、という意味で特別法……これは前例といつたしまして、

憲法が施行されましたときに、刑事訴訟法、民事訴訟法、更に実体法といつたしましては、民法につきまして応急措置法がそれ／＼出ました。これは御承知の通りでございます。そういう意味に類似した特別法といふことはやはり考へられるのではないかと考へております。

○松井道夫君 ちよつとこれは速記を止めて下さい。

○委員長(伊藤修君) 速記を止めて。

○委員長(伊藤修君) 速記を始めて。

○松井道夫君 本案に代るべき案で最高裁判所の裁判官の負担を軽減する方法が相当考へられると思ふのでありますが、それらの方法について考へられただかどうか。その外の案がどうして不適当であつたか、その辺を一つ伺いたい。

○政府委員(野木新一君) 只今の御質問に対してお答えいたします。民事上告事件について、最高裁判所の負担を調整する方法としては、先づ第一に、最高裁判所をして司法行政を取扱わざせないことにしてはどうか、こういうような点がまあ考へられたわけでありまして、この問題は運用の面で裁判官みずから取扱ひ司法行政事務を簡素化する方法を講ずる余地が尙相当あるのではないかと思はれますが、併し憲法七十七條で認めた裁判所自治の根本問題にも触れますので、運用の実績を十分調査する必要がある、而も裁判所法施行後まだ三年くらいしか経たない今日においては、この問題を論議することとは少し時期が早いということが考へられたわけでありまして、尙最高裁判所側につきまして実際の程度の問題が

この司法行政事務に費されておるかといふことを確かめられたところ、裁判官會議所要時間は、一週間に平均三時間くらいのものであるといふことで、世間並びに私共が最初思つていたよりも遙かにこのために費される時間が少いといふことが分つたので、この点は将来の問題として残したわけでありまして、

次にそれならば最高裁判所の調査官を殖やしたらどうかといふこともいろいろ考へたわけでありまして。これは先程もちよつと出たようであります。現在裁判所調査官としては二十名ありまして、裁判所調査官の増員は望ましいことではあります。やはり限度がある。即ち裁判官自体の事件負担量を減すといふことを考へない限り、調査官を殖やすだけでは調査官の調査済みの事件が裁判官の手許に積み上げられる結果となるに過ぎないばかりでなく、それが延いて裁判官自体が調査官によつて左右せられるというやうな、いわゆる調査官裁判の非難を招く心配もないとは言えない。こういう点から考へますと、今後益々増加を予想される民事上告事件について、調査官の増員といふことだけでこれを解決するといふことは、どうも十分の対策でないといふ結論になりました。そういたしますとやはり或る程度上訴自体を制限するといふことを考へるという方向になるわけでありまして、その上訴自体を制限する方法として、各國の立法例などを調べて見ますと、いろいろあるわけでありまして。先づ金額によつて制限するものもあるわけでありまして。この金額によつて制限する場合には、上告申立金額を制限する、或いは訴訟物の価額

が一定額以下のものについては、上告を許さないとするものもあります。いすれもこれは階級的権利救済となるという嫌いがあるばかりでなく、価額は偶然の事情で決まるということもありまして、この際面白くないだらうといふことになるわけでありまして。

次に事件の種類によつて制限したかどうかという考へ方もあるわけでありまして。事件の種類を撰択するについて理論上困難を來すばかりでなく、戦時中の経験によりまして、運用上いろいろ疑義が生ずるということになりますので、これもこの際面白くないだらう。次に第一審、第二審の事件が同一の判決があつた場合は上告を許さないといふことにしたらどうかといふ、こういうことはオーストリー法などにあるやうですが、この案を採用いたしますと、高等裁判所ごとに特別の判例ができて来る虞れがある。結局法律解釈の統一を害することになるだらう、これも面白くない。次に上告許可制を採用したらどうかといふことも有力な意見があつたわけでありまして、そうしてこの案はノルウェー等において実施されておるところであります。これは許可すべきかどうかを決定する手続の段階が一つ加わるわけになります。当事者及び裁判官いずれの側から見ても訴訟経済上どうかと思はれる点があるわけでありまして。そうして尙この案につきましては、刑事訴訟法の上告制度及び簡易裁判所事件の上告制度等との均衡から考へても、この案は将来の問題として研究を待つべきものと、今直ぐこれを取るのほどかどうかといふことが考へられるわけでありまして。次にそれならば最高裁判所の上訴

の範囲を憲法違反のみに限つたらどうかといふ、こういう考へ方も一部にあつたわけでありまして、これも最高裁判所を一般の審級制度から切離して特別のいわゆる憲法裁判所とするものであります。これは下級裁判所との連繫が薄くなるばかりでなく、上訴範囲が狭きに失して法令解釈統一の機能を最高裁判所から奪ふことになりまして、これも余り賛成者も少く、憲法上から言つても疑義があらますので、取ることはできないと思ふわけでありまして。次に最高裁判所の上訴範囲を、判決理由中における法律適用の違反に制限することにしたかどうか、これも有力な人によつて唱えられたことが、この案につきましては手続上の過ちが上訴の対象になり得ないという弱点があるわけでありまして。それで結局最高裁判所の上訴の範囲を憲法違反、判例牴牾、それから法律の解釈に関する重大な事項に限つて、一と二についてはいよいよ義務管轄、三については裁量管轄としたらどうかといふ、結局この案は刑事訴訟法において採用して、すでに実施されておる考へ方と同じであります。が、こうしたらどうかという意見も非常に強かつたわけでありまして、この考へ方につきましては、少くとも民事訴訟法にこれを當嵌めて考へて見ますと、この案で、刑罰式の考へ方で行きますと、上告理由が上告範囲に属するかどうかという点を上告人において判断しなければならぬといふ建前になつておるわけでありまして、上告理由自体は制限を加えないで、裁判所側で上告の範囲に属するかどうかといふことを判断する建前をとつた方が、國民の責任と負担が軽くなるわけである。

それから次に上告範圍に属しない上告は受理しないということになるわけでありますが、そうしますと上告状に貼る印紙のことも考えますと、この刑罰式の案を採用するくらいならば、むしろ上告許可制に、民事においては進め方の方がよいのではないかと、いろいろな意見もあり、又簡易裁判所事件については、上告制限を差当つて行わな

いということとを、併せて考えて見ますと、地方裁判所事件についても、上告制限はできるだけ最小限度にこの際止めるべきであるということになりまして、これらの点をいろいろ考えて見ますと、結局新刑罰式の案よりも、この際民事訴訟法につきましては、政府が提案したような形の方が一層適當であるというところで、只今提案しておるような案に落着いたわけでござい

す。
○委員長（伊藤修君） 外に御質疑がなければ、この程度にいたしました後日に譲ります。

○委員長（伊藤修君） 次に土地台帳法等の一部を改正する法律案を議題に供します。本案につきましては先に質疑に入っておりますが、尙逐條説明をお願いすることにいたします。これについて便宜上文書で以て資料として御提出願つておるのでございますが、御承知の通り地方税法との関係もありますから、これを速記に載せまして、他の議員諸君にも見て頂くようにいたします。従つて政府よりこれに對するところの御説明をお願いすることにいたします。ちよつと速記を止めて。

「速記中止」

○委員長（伊藤修君） 速記を始めて下さい。

○政府委員（村上前一君） 土地台帳法の一部を改正する法律案の逐條につきまして御説明申し上げます。

第一條（土地台帳法の改正）

本條により、土地台帳法の諸規定を改正する理由は次の通りである。

「政府を登記所」に改める——土地台帳法は、土地台帳事務の所管庁を単に「政府」と規定し（第五條、第十條、第十八條等）、同法施行規則においてこれを「税務署又は「税務署長」と具体的に定めていたが、今回土地台帳事務を税務署から登記所に移管することとしたので、これに伴つて、土地台帳法中「政府」とあるのを「登記所」と改め、法自体において所管庁を明かにすることとした。

第一條 現在の土地台帳は、課税台帳である点に主たる意義を有していたため、土地台帳の登録も、土地の状況を明確に把握して地租の課税標準たる土地の賃借価格の均衡適正を図ることをその目的としていたのであるが、台帳事務が登記所に移管されると、土地台帳は土地の状況を明確にするための、地籍簿たる性格を有することとなるので、その趣旨に従つて本條を改めることとした。

なお、台帳事務の管轄と不動産登記事務の管轄とを一致させ、同一土地については、いずれの事務も同一登記所が掌ることとするために、本條に第二項を新設した。

第三條 委任規定の趣旨を明確にするため「命令」を「政令」に改め、地方税法の改正により「鉄道用地軌道用地」が課税物件とされるのに對して、これを第二種地から除くこととした。

第四條 地方税法の改正により土地台帳に賃借価格を登録する必要が削減したので、これを廃止することとしたが、本條の改正は、これに伴う規定の整理である。

第五條（同右）なお、第二項を削つたのは、これに代る第四十三條の四を新設したからである。

第九條 地方税法の改正により、従来の「賃借価格」に代えて、今後は課税物件たる土地についてその「価格」を市町村長が決定することとなるので、その通知（地方税法改正案第四百三十六條）に基づいてその価格を台帳に記載し、これを登記の登録額の課税標準価格の認定の参考に供しうることとした。

第十條 「賃借価格」の廃止及び第十九條の改正に伴う整理である。

第十一條から第十七條まで賃借価格の廃止に伴う整理である。

第十九條 現行法には土地の滅失の場合の申告の規定がないが、（一）家屋台帳法には、家屋の滅失の場合の申告の規定がある（現行法第十八條、改正案第十五條）、（二）この均衡を考慮し、又（三）不動産登記法においては、土地の滅失の登記が、土地台帳の登録を前提としているので（同法第七十九條、第八十條）、これとの関係を考慮して、現行法の不備を補うために、土地の滅失の場合にも申告を要するものとしたのである。

なお、現在では、本條の但書により、予め政府の許可を受け（例

えば墓地の新設、公立学校の選定、政府に申告し、（位置の変更以外の）学校の用地の変更）、又は官公署において公示した（例えば保安林の編入、道路の認定）ものについては、申告を要しないこととなつては、登録の正確を期する意味で、これらの場合にも一応申告を受けるのが相当と考えられるので、この但書を削ることとした。

第二十二條 現在は、第二種地が第一種地になつた場合にのみその地積を改測し、第二種地が第三種地になつた場合には改測をしないことになつては、これは現在の土地台帳が課税台帳である関係上、非課税物件たる第二種地になつた場合には、特に改測をする必要も存しなかつたことによるものである。今後は土地台帳が地籍簿として一切の土地の状況を明確にする目的を有することになるのであるから、いずれの場合にも、原則として、地積の改測を行うべきものとした。

第二十三條及び第二十四條「賃借価格」の廃止に伴う整理である。

第二十七條 現行法の本條第三号によると、一筆の土地の一部が所有者が異にするときは、政府（税務署）は職権でその土地を分筆することとなつては、然し、土地所有権の移転は、まずその登記をした後、不動産登記法第十一條の規定により、登記所から台帳所管庁（税務署）にこれを通知し、その通知に基づいてはじめて台帳にその登録がなされることとなつており、

土地の一部の所有権移転登記をするには、その前提として土地台帳法第二十六條による分筆を必要とするので、通常は、本條第三号により分筆をする余地は生じないわけである。ただ例外として、未登記の土地が収用された場合には、起業者はその旨を台帳所管庁に申告する取扱となつており、この場合には、土地台帳法施行規則第四條第三号（改正後の法第四十三條の二）の規定により、登記所からの通知を俟たないで所有権の移転（所有者の変更）を登録しうることとなつては、従つて一筆の土地の一部の収用によつて所有者を異にするに至つた場合には、本條第三号の適用があることとなるが、この場合以外には本條第三号の適用の余地がないので、この意味を明らかにし、規定の趣旨を分り易くするために、本條第三号を改めることとした。

第三十條 「賃借価格」の廃止に伴う條文の整理である。

第三十一條 土地台帳を地籍簿として考へる場合には、地目変換は、第二種地についても第一種地と同様に認めるべきであるから、その趣旨で本條を改めることとした。

第三十二條 前條の改正を受けて、第二種地の地目変換についての申告の規定を設けた。これを第二項としたのは、第十八條、第十九條との振合上第二種地に関する申告については、第一種地と區別して罰則を設けないこととするためである。（改正後の第四十七條参照）

第三十三條 「賃借価格」の廃止に伴

う整理である。

第三十四條 同右。

(旧第三十五條から旧第三十七條まで)「賃賃価格」の廃止に伴う整理である。

新第三十五條 (旧第三十七條の二)

第三十七條の五及び第三十七條の七から第三十七條の十二までを削除したのに伴う整理である。

(旧第三十七條の三)「賃賃価格」

の廃止に伴う整理である。

新第三十六條 (旧第三十七條の四)

第二十三條、第二十四條及び第三十條を削除したための條文の整理である。

(旧第三十七條の五)「賃賃価格」

の廃止に伴う整理である。

新第三十七條 (旧第三十七條の六)

「賃賃価格」の廃止に伴う整理である。

(旧第三十七條の七から旧第三十七條の十二まで)

第三十七條の五と同趣旨である。

新第三十七條の二 現行土地台帳法

施行規則第五條と同趣旨の申告義務に関する規定である。

新第三十七條の三 現在土地台帳の

謄本の交付については、土地台帳法施行規則第六條に規定されているが、その閲覧は許されないこととなつてゐる。

然し、台帳事務と登記事務とが今後同一登記所において取扱はれることとなれば、登記手続上必要とされてゐた台帳謄本の添附は不要となるが、登記の申請は台帳と符合していなければならぬから登記申請人に對して台帳の閲覧を許可を生ずるので、従来の施

行規則第六條をその趣旨に従つて整備した上本條にこれを定めることとした。

なお、台帳の閲覧、謄本の交付についての手数料の額は、登記の場合と同様に政令で定めることとした。

新第三十七條の四 現行の土地台帳

法施行規則第十條と同趣旨である。

第三十八條 土地台帳に登録した事

項に変更を生じた場合、例えば第一種地と第二種地との間の転換、地目変更のあつた場合には、申告に基いて地目の修正、地積の改測が行はれ、登録事項の修正がなされることは第二十一條、第二十二條、第三十三條及び第三十四條に特に明記されているが、台帳の登録及び修正は、本来所管庁が職権をもつて行うべきものであるから、特に各本條において登録を修正すべき旨を規定していない場合でも、登録事項に変更を生じた場合には、その登録を修正すべきものである。本條第一項は、このことを明かにした。例えば、第三十七條の二は、登録された者の住所氏名に変更を生じた場合の申告に関する規定であるが、その申告のあつた場合の登録の修正は勿論、行政区画の変更に伴う字の名称、地番の変更の場合の登録の修正も本條第一項の規定によつてなされることになる。

第二項は、台帳の登録に誤謬がある場合の訂正に関する規定である。これによつて登記所が、登録の誤謬を発見した場合には、職権

をもつてその登録を訂正することになる。なお、現在実際の取扱上誤謬訂正の申告を許しているが、登記所の職権行為の発動を促す意味において、將來もこの取扱を踏襲し、施行細則において、これを規定する予定である。

第三十九條 現行の第三十八條及び

第三十九條に相当する規定である。ただ、現行の第三十八條では市町村長に對する登録事項の異動通知については期間の制限が設けられていないけれども、今後は市町村においては土地台帳の副本を固定資産課税台帳の一部として、これによつて固定資産税を課することとなるので、登記所から市町村長に對する通知には特に迅速を要することとなる。そこで、現在の第三十八條に相当する本條第一項においては、特に、台帳の登録、修正又は訂正の後十日以内にこれを通知すべきものとした。

第四十條 現行の第四十條による新

所有者からする申告は、異動申告が罰則によつて強制される場合に限られてゐるが、今後土地台帳が地籍簿たる性格を具えることとなると、申告について罰則のない場合も同様に取扱うのが相当と考えられる。この趣旨の下に本條に第二項を追加することとした。

第四十一條 本條は、現行法と同趣

旨であるが、現行法では、所有者の申告義務と質権者又は地上権者の申告義務との関係が明確でなく、又質権者又は地上権者にも第四十條の規定の適用があるか否か形式的には疑問を生ずる機がある。本條の場合には質権者又は地上権者のみが申告義務を負う旨を明かにするとともに質権者又は地上権者にも第四十條が適用されることを明かにするために規定を改めた。

第四十一條の二 不動産登記法第二十八條の二、第三十三條第二項又は自作農創設特別措置登記令第七條等によれば、官公署、土地收用における起業者等は、前提登記として不動産の表示、登記名義人の表示の変更、相続による所有権移転の登記を、本人に代位して嘱託し又は申請し得ることとなつてゐるが、これらの場合には、前提として土地台帳法による登録の修正を要するのが通常である。しかし、土地台帳法には、不動産登記法に相当する代位申告の規定が存しないため、これら不動産登記法等の規定の運用の余地が極めて少く、

取扱上不便とされてゐたので、法令により代位登録を嘱託し又は申請し得る場合には、その前提として土地台帳法による申告をも代位してなし得るものとし、以上の不便を取り除くこととした。

第四十二條 現行土地台帳法

施行規則第七條によれば、土地台帳法による申告は、すべて市町村長を経由してすることとなつてゐるが、台帳事務が登記所に移管された後は、直接登記所に申告するのが便宜である場合も考えられるので、今後は、直接又は市町村經由のいずれによつて申告することもさしつかえないものとした。但し本改正案による不動産登記法第三十九條の二又は第八十條の二の規定により申告と同時に登記の申請をする場合には、登記手続上、市町村經由とすることは許されない。この場合には、直接登記所に申告すべきものとした。

第四十三條 現行土地台帳法

施行規則第七條第二項と同趣旨である。本條第二項は、現行土地台帳法施行規則第七條第二項と同趣旨である。

第四十三條 現行土地台帳法

施行規則第七條第二項と同趣旨である。本條第二項は、現行土地台帳法施行規則第七條第二項と同趣旨である。ただ、現行法には土地の滅失の場合についての規定が存しないが、さき第十九條の本文を改めたのと同様の趣旨

第二條 (家屋台帳法の改正)

により、あらたに本條に第四号を設けて、右の施行規則の規定の不備を補うこととした。

第一條 土地台帳法第一條の改正と同様の趣旨である。

第三條 「貸賃価格」の廃止に伴い條文を整理するとともに、現行の第四條第二項に相当する規定を第三項に定め、現行の第四項に相当する規定を第四條第二項に設けたので、本條第四項を削除することとした。

第四條 現行の第五條の規定を整理して本條に定めることとした。

第五條 土地台帳法第九條と同趣旨である。

第六條 現行法には、第十三條第二項の場合の外には、本條に相当する規定は存しないが、異動の登録が結局において職権でなされるべきことは土地の場合と同様であるので、土地台帳法第十條と同趣旨の規定を設けることとした。

第七條から第十三條まで「貸賃価格」の廃止に伴う整理である。

第十四條 土地台帳法第十八條に相応する規定であつて、家屋の価格を記載すべき家屋として登録することを要する家屋の異動申告について本條に規定するとともに、国有の家屋が払い下げられた場合の如く台帳に登録することを要しない家屋が登録を要する家屋となつた場合の申告に関する規定をあらたに設け、従来の規定の不備を補うこととした。

第十五條 土地台帳法第十九條に相応する規定であつて、家屋の価格

を記載しない家屋として登録することを要する家屋の異動申告について、本條に規定した。現行の第十四條に規定する事項の一部と第十八條に規定する事項とを併せて規定したものである。

第十六條 現行の家屋台帳法第十五條第二項の申告と同法施行規則第十一條の申告とを併せて規定したものである。

第十八條 現行の第十八條に相当する規定を第十五條に設けたのに伴う整理である。

第十九條 土地台帳法第四十條と同趣旨である。従来この規定が存しなかつたので、あらたに本條を設けて、その不備を補うこととした。

第二十條 土地台帳法第四十一條の三と同趣旨である。

(旧第二十一條) 現行の第十九條から第二十一條までは、貸賃価格の規定に対する不服申立に関する規定であるが「貸賃価格」の廃止に伴い、これらの規定は、すべて不要となるので、実質的に内容の改められる第十九條、第二十條を除き本條のみを削除することとした。

(旧第二十二條及び旧第二十三條) 新設の第二十二條において本條に相当する土地台帳法第三十九條の規定を準用することとしたので、本條を削除することとした。

新第二十一條 (旧第二十四條) 土地台帳法第四十二條第二項と同趣旨である。

新第二十三條 土地台帳法第四十三條の四と同趣旨である。

新第二十四條 (旧第二十六條) (現行通り)

新第二十五條 (旧第二十七條)

(旧第二十八條)

新第二十六條 (旧第二十九條) 現行法第二十七條から第二十九條までの改正は、土地台帳法第四十五條から第四十六條までの改正と同趣旨である。

(附則第五條から第九條まで) これらの規定は、今後においては存置する必要のないものであるか又は修正して本改正法律附則に取り入れるのが適當と考えられるものであるのすべてこれを削除することとした。

第三條 (不動産登記法の改正) 本條により、不動産登記法の諸規定を改正する理由は、次の通りである。

第十一條 本條は土地台帳及び家屋台帳の所管庁に対する登記済の通知に関する規定であるが、台帳事務が登記所に移管された後は、本條は不要となるので、これを削除することとした。

第三十九條の二 土地台帳及び家屋台帳の事務を登記所で掌ることとする場合には、可能の範囲内で土地台帳法又は家屋台帳法による申告と登記の申請とを兼ねて一個の手続でなし得るものとするのが一般民衆にとつても便宜である。この観点から、土地台帳法又は家屋台帳法による住所又は氏名、名称の変更の申告をする場合に、登記

に要する登記税を別に納付するときは同時に登記名義人の表示変更の登記の申請があるものとみなして、台帳法上の申告書のみで登記の申請をなし得るものとした。

第四十九條 不動産の表示変更の登記及び所有権保存の登記の申請をする場合には、土地台帳又は家屋台帳の謄本によつて土地家屋の状況又は所有者が登記申請書の記載の通りであることを証明しなければならぬこととなつてゐるが、台帳事務が登記所に移管された後は、右の謄本を登記所に提出は不要となり、その代りに登記所において登記申請書の記載事項が土地台帳又は家屋台帳自体に符合するかどうかを調査して、不符合の場合には登記の申請を却下することができるようにしなければならぬので、そのために本條に第十号を加えることとした。

次に新設の第四十九條の二の規定によれば、登記簿上の不動産の表示又は登記名義人の表示が土地台帳又は家屋台帳と符合しない場合には、登記の申請によりこれを符合させた後でなければ他の登記の申請をすることができないこととしてゐるので、登記簿と土地台帳又は家屋台帳とが不符合のまま登記の申請があつた場合の申請却下について本條第十一号を加えることとした。

第四十九條の二 台帳事務と登記事務とが同一登記所で取り扱われる以上、台帳の記載と登記簿の記載とは、可能の限り一致させるようにすべきである、しかし、この際すべての不動産についてその不一

致を是正することは事実上不可能であるからこれを最少限度に一致させる措置として、登記申請の機会に不動産の表示又は登記名義人の表示の不一致を申請によつて是正することを要するものとした。

第八十條 台帳事務移管により土地台帳謄本の添付が不要となるのに伴う整理である。

第八十條之二 土地台帳法による地目の変更、土地の滅失、分筆又は合筆に關する申告書が同時に土地の表示変更の登記の申請書を兼ね得るものとし手続の簡易化を図つた規定であつて、その趣旨は第三十九條ノ二と同様である。

第九十條 登記簿における土地の表示の記載は、土地台帳の記載を基礎とするものであるから、第八十條ノ二の規定により台帳法による申告と登記の申請とが同時になされた場合にも、先ず台帳の登録をした後登記すべきことを明かにした。

第九十一條 現在の第九十一條には、建物の「種類」の変更の登記に關する規定が欠けているので、この不備を補ふこととした。

第九十二條 第八十條及び第九十一條の改正と同趣旨である。

第九十二條ノ二 家屋台帳法による附属家屋の建築、家屋の増築、滅失又はその所在、種類若しくは構造の変更に關する申告書が同時に建物の表示変更の登記の申請書を兼ね得るものとし、手続の簡易化を図つた規定であつて、その趣旨は、第三十九條ノ二及び第八十條

ノ二と同様である。

第九十三條 第九十一條の改正と同趣旨である。

第九十條ノ二 登記所が土地台帳、家屋台帳の所管庁となる結果の條文の整理である。

第九十二條ノ二 家屋台帳の登録と建物の表示変更の登記との手続上の順序に關するものであるが、その趣旨は、第九十條と同様である。

第九十五條 登記所に土地台帳及び家屋台帳を備える以上、所有権保存の登記の申請の場合には、申請書の記載と台帳の記載とが符合すれば足り、特に台帳の謄本を提出して所有権を証明する必要がなくなるのでその趣旨において條文を整理することとした。

第九十七條ノ二 家屋台帳法による家屋の建築の申請書が同時に建物の所有権保存の登記の申請書を兼ね得るものとし、手続の簡易化を図つた規定であつて、その趣旨は、第三十九條ノ二、第八十條ノ二及び第九十二條ノ二と同様である。

第九十八條ノ二 家屋台帳の登録と建物の所有権保存の登記との手続との順序に關する規定であるが、その趣旨は、第九十條と同様である。

第九十九條 第九十五條及び第九十六條の改正に伴う整理である。

第四十條 (昭和十七年法律第六十六号不動産登記法中改正法律の改正)

昭和十七年法律第六十六号不動産登記法中改正法律の附則第二項から第五項までの規定は、家屋台帳事務が登記所に移管された後は、その存置の理由が消滅するもの又は少くとも用語において正確を欠くものを生ずるので、この際これらの規定を削り、今後必要と考へられる事項については本改正法案の附則において規定することとした。

第五條 (法務府設置法の改正) 土地台帳及び、家屋台帳に關する事務を登記所で掌ることとするために、本條により法務府設置法第八條及び第十三條の二を改正して、法務府民事局及び法務局、地方法務局の所掌事項中に、更に「土地台帳及び、家屋台帳に關する事項」を加えることとした。

附則

第一項 施行期日に関する規定であるが、本改正法案には、地方税法改正法律案の規定を承けて設けられた規定があるので、同法の施行と同時に本改正法を施行する必要がある。当初地方税法は、四月一日から改正の見込であつたので、本項においても、同日施行する旨規定を設けた。

第二項 現行家屋台帳法附則第五條により、賃貸価格を定めない家屋については、現在家屋台帳の登録を行つていない。本改正法施行後、家屋の価格を記載しない家屋について一齊に登録することは、目下の情況上不可能と考へられるので、当分の間、従前の附則第五條と同様にこれらの家屋について

は家屋台帳法を適用しないこととした。

第三項 現在の家屋台帳法附則第六條と同一趣旨である。

第四項 台帳事務移管は、現在の賃貸価格の調査及び決定に關する部分を除き大体において現行の取扱を踏襲することとなつていたので現在の土地台帳、家屋台帳及びこれ等の副本はそのまま改正法による土地台帳、家屋台帳及びその副本とみなし、新にこれらの簿冊を作成する手数と経費との節減を図つた。

第五項 現行の土地台帳法第四章及び家屋台帳法第四章の規定を廃止したのに伴う経過規定である。

第六項 罰則を改正することとしたのによる経過措置である。

第七項 地方税法改正法律案第三百四十八條第二項第七号及び第九号によれば、史蹟名勝天然紀念物保存法によつて史蹟名勝として指定又は認定された土地、重要美術品等の保存に關する法律によつて重要美術品として指定又は認定された家屋等、社会事業法、更生保護事業法、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設等に対しては固定資産税を課することができないこととなつており、従つてこれらの土地家屋については地方税法による価格が定められないのである。しかし現行の土地台帳法又は家屋台帳法によれば、これらの土地、家屋は課税物件として賃貸価格を定めてあるので、今後価格を定めないものとな

つた場合には、その旨を台帳上明かにしておく必要があるので、本項の規定により、土地、家屋の所有者から一定の事項を登記所に申告させることとした。

第八項 昭和十七年法律第六十八号附則第二項前段の規定は、台帳事務の移管後は不要となるが、同項後段の手続は今後もなお存置する必要があるため、同項の表現を改めて本項に規定を設けることとした。

第九項 昭和十七年法律第六十八号第三項の規定により、家屋税を課さない建物即ち現在の賃貸価格の定められない家屋は、家屋台帳に登録されない關係上、不動産登記法第六十六條の改正規定(昭和十七年法律第六十八号による)による所有権保存登記をすることができないため、その改正前の規定によつて所有権保存の登記をすることとなつてゐる。この点は、今後地方税法による固定資産税を課することのできない家屋即ち本法による改正後の家屋台帳法第五條の規定により家屋の価格を記載しない家屋についても同様であるから、昭和十七年法律第六十八号附則第三項の規定の表現を改めた上同様の趣旨の下に本項の規定を設けることとした。

第十項 昭和十七年法律第六十八号附則第四項前段の規定も、台帳事務移管後は、不要となるけれども、同項後段の手続は将来も存置する必要があるため、同項の表現を改めて本項に規定を設けることとした。

義書換を迅速に行つて、大衆の便宜に供するといふことは困難であらうかと考へております。その言つた意味で株式の名義書換代理人に複本を備へせしめるために、更に株式移転簿というやうな問題が、本法案に提案されておる次第であります。尙株式の名義書換に關する法案を提案いたしました一つの動機といたしましては、課税上の問題も大きくからんでおると思ひます。現在の株式の名義書換が殆んど僅かしか行われておりませんために、株式に關する譲渡所得の課税というものが十分に行われておりません。そのためにむしろ株式の名義書換は強制したかどうかという意見も可なり有力にあつた次第でございますが、これらの事態におきまして株式の名義書換を強制することがよいかどうかといふことにつきましては、経済界の事情から申しまして始終問題が多からうといふことで、今回は名義書換強制的法律を提案することとは差控へることにいたしました次第でございますが、併しながらこれと併せまして株式の名義書換が迅速に且つ的確に行われ得るやうにといふことにつきましては、政府といたしましてもあらゆる努力をいたしたい。それにつきましては、この名義書換を大衆が比較的容易になし得るやうに、現在の状況におきましては一応本社まで手紙を出す郵送料も可なり莫大な数に上つております。殊に株券の券面額が低いといふやうな関係もございまして、非常な費用がかかる、そういうことになればつら憶効にもなりがちである、税を納めるのか、そういうことは無関係にやはり名義書換を怠りがちである。つまり理想的に申せば尙くも上場株式等

につきましては、それらの上場し、す取引所の所在地においては名義書換ができるというやうな仕組になることが、証券取引という観点からいたしましては理想的ではなからうかと存する次第であります。で先程も申し上げましたやうに、商法の改正によつて名義書換代理人が設けられ、それに複本が置かれますならば問題が漸次解決し得るわけでございます。併しこれにつきましては、現在すでに非常に名義書換が行われておる課税上のそういう問題を引き起しておる状況でもございまして、できるだけ速かに名義書換代理人制度を実施して頂く必要があるのではなからうか。それと同時に名義書換代理人制度は、商法の場合においてもそうでございます。いましよ、まだ我が国としては全然行われておりませんので、これについては登録によりまして或る程度の監督を加えて行く必要があるのではなからうか、ただそういう意味でこの規定が提案されたやうな次第でございます。商法の関係といたしましては、商法は恒久的な立法でございまして、この法律にございまして株式名義代理人に關する規定とか、或いは又複本を備へ付ける義務とか、そういう商法の規定と重複いたします部面につきましては、これは商法が施行されると同時に実質的な効力は失はるべき性質のものでございまして、まあその際に……そうして登録というやうな制度は場合によりましては、商法の施行法というやうな形で行くものかと思ひますが、そういう問題がございしたので、これらを一括して一つのものにまとめ上げた次第でございます。尙私共の企圖いたしますことは、今の税関係から来る様な

株式の名義書換の強制というやうな問題も、でき得べくんば名義書換が容易に行われるといふことによりまして事實上そういう問題が解消し得ることが最も好ましいのじやなからうかといふふうにも考えられておる次第でございます。○委員長(伊藤修君) 他に御質疑ありませんか。○松井道夫君 商法の改正において、は新らしく株券を登録するため登録機關を設けることができるということになつておりまして、この点の登録機關というものが實際どういふものになつてゐるのか、聊かはつきりしない面があります。只今の御説明によりまして、この株式の名義書換に關する法律これが現在の有価証券の移転に對する税その他の關係で、商法の改正とは別個にその必要があつて現在急速に提案いたしましたのであるという趣旨の御説明であつたのでありますが、勿論商法の改正に、こういう名義書換代理人といふたやうなものが認められたのは、その必要があつて丁度この第一條に書いてある、ここには税のことが書いてございせんが、ここに書いてある通りこのことを目途といたしましてそういう制度を作つたのであります。而も一方において同じ條文の下にこの登録機關といふものを設けたと、その登録機關の必要性といふものは、これ又米國等においてその機能が非常に有力に發揮されたといふことで、これが商法の改正に取上げられたものであると思ふのであります。それで今政府といたしましては、登録機關の方については格別實際の必要がないと、或いはそういうものについては大した関心を持つて

おらんとする御意見なのです、その点をお伺ひいたします。○政府委員(吉田信邦君) 別に関心を持つていないとか、今必要がないという意味ではございせん、今回のこの株式の名義書換に關する法律におきましては、名義書換代理人に關する制度を、いわば商法の一般規定の前に施行して頂きたい。そして名義書換代理人を作るに當つて必要な規定だけがこの法律に盛り込まれておるわけでございます。従いまして商法の施行におきまして、今の登録機關に關する制度或いは登録機關を免許制度にするとか、或いは登録制度にするとか、そういうた監督が必要であるという場合には、別途の法律を以てなされるであらうといふ、そういう意味でここにこの法律に提案いたしましたのは、先程お話し申し上げました名義書換の急速に行われ、この必要性といふことに直接に伴います問題だけに、この法案としては限定されておる次第でございます。○松井道夫君 私はよく只今の御説明の趣旨は分るのであります、ただ私はこういう法案は、これはやはり商法改正の一つの準備的のものであるといふ意味でも相当理由があると思ふのであります。何ら商法の改正がなされておらない。それにこういうものを出すと、いふことでも、それは必要があれば結構なんでありまして、商法の改正が行われておつて、そこに名義書換代理人という新しい制度が示唆されておる。商法の施行を待つてそういうものを作るのでは、實際その機能を、新商法の機能を十分發揮せよといふ意味で、十分な働きがでない。予めこういつたものができて或る程度習熟した

せば、商法の新しい改正の趣旨も生きて来るという意味合におきまして、これは準備的の意味合をここに認め得ると思ふので、その点においても非常に意義があると思ふのであります。ただ望外の感に堪へないのは、今の登録機關であります、これが商法の改正ができて、これまで何ら登録機關のやうなものが規定されなければ、結局新商法施行の切替のたぐひに取られて、結局登録機關といふものは法律に規定されなければ、さうばり實際の用には供されないので、折角名義書換代理人といふものを法律で作つて、この商法改正の実施に對する準備的の意味においても意義があるといふならば、この登録機關についても同じく研究いたしまして、今のうちにそういうものを作つて置くといふことではあります、商法の改正もその点に關する限り非常に意義があると、そういうふうにも考えられておるのでございまして。一体提案者といつたしましては、商法改正に對する準備的の機能、意義といふものを少しもこの法案にお認めになつておらないのであるかどうかといふことをお伺ひいたします。○政府委員(吉田信邦君) 勿論この規定は商法の施行といふものと合致して考へておるのでございまして、商法に對して名義書換代理人制度を設けたいといふことに伴ひまして、先程申し上げました特殊な事情から申しましても、これは何よりも結構なことである。そしてそれを可及的速かに實現が図り得るやうにいたしたいといふ趣旨で、特にこの名義書換代理人の問題だ

けについて取上げまして、今大蔵省といたしましてこういう提案をいたしたような次第でございます。株式の登録機関の問題につきましては、今の名義書換代理人の問題程的切実さがございまして、今回その分については取止めた次第でございます。

○委員長(伊藤修君) 登録機関については授權利度、無額面発行という商法の基本的な大きな改正から来る一つの裏付となるので、登録機関は重要なものだと我々は考えるのですが、先ずその登録機関を確立して、それとこれを牽連を持っておるその名義書換の登録機関を持つべきではないか、こういうふうに見えるわけですが又本法においておる所々に見えますが、そういうお考えはないのでしょうか。

○政府委員(吉田信邦君) 時期的に授權資本制が実施されるときの問題ではなからうかというふうにお考えおる次第でございます。名義書換の方は商法の施行の時期よりも先に取出してやつて頂きたいというところで、この登録機関の規定も先走つて御提案申上げたというふうな形になっております。勿論その意味で登録機関についての……

○委員長(伊藤修君) だから本法には結局改正商法と食違ふところもありますね。

○政府委員(吉田信邦君) 若干ござい

ます。

○委員長(伊藤修君) 一体株式名義書換を代行する場合において相当数の株式が集まると思いませんか。或いは何億という株式が集まってくると思いませんか。そういう信託を受ける会社が百万円やそこらで一体その信託に堪えるのですかね。

○政府委員(吉田信邦君) その点はこの法律上の資格の制限をいたしましては、最低限でございまして、場合によりましては数社の分だけしか取扱わないというふうな代理人もあり得べきでございまして、多数の大会社の株を扱うというものもあり得べきであります。その意味におきまして、最低限に限つた、殊に銀行、信託会社等に対する法律上の諸制限というものの関係から見まして、この程度が適当じやなからうかというふうにお考えた次第であります。

○委員長(伊藤修君) どうも我々としては、その信託に堪えないと思つては、百万円と言つたところが昔の一万円ですから、一万円でそれだけの大きな信託に堪えないと思つては、一体この代理機関はどこにでも設けるという考え方ですか。それともいわゆる証券取引所がある所、八地方だけ設けるという考え方ですか。

○政府委員(吉田信邦君) 法律的には無制限でございます。併し実質的には証券取引所がある所に開くのが大部分じやなからうか、外の所では殆んど實際の用をなさないのでやなからうかと考えております。

○委員長(伊藤修君) して見ますればそういうことから考えますれば、そういう所に、大きな信用あるところの代理業を認可することがふさわしいのじやないか。そうすれば数社をやはり一括して受ける。又株主も便利、証券会社も便利、一般大衆も便利でないかと思つては、

○政府委員(吉田信邦君) そういう意味から申しまして、銀行、或いは信託

会社というふうなものが中心になることが一番望ましい、差当たりとしては望ましい……

○委員長(伊藤修君) そうすれば一、二の会社を目標としたところが、百万円くらいの会社を認めるということとは、この制度の信用、若しくは将来の發達の上から考えて余り望ましいことじやないじやないですか。

○政府委員(吉田信邦君) その点につきましては、現在銀行法では、やはり資本金百万円以上の株式会社ということ……

○委員長(伊藤修君) それは当然改めなくちゃならん。

○政府委員(吉田信邦君) そういつた関係がありますので、まあ他の銀行法に一応肩を並べたというふうな意味でございまして。

○委員長(伊藤修君) それはあなたの方の手落ちで、銀行法を改めないからそういうことになつてゐるので、罰金でも、昔の罰金と今の罰金と変つておるから、やはり新しくできる法律は新しい経済理念の下に立脚して御立案になることがふさわしいのじやないかな。罰金が昔一円だからといって、今度できる法律も一円にする必要もないのですから、商法でも、御承知の通り、刑罰の点において相当額を変更してゐるんですからね。

ではこの程度にいたしましたして、質疑を続行することにいたします。尚資料を一つお出しを願ひたいと思つて、では次回は月曜の午前十時開会することいたします。本日はこれを以て散会いたします。

午後四時四十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 岡部 常君
宮城タマヨ君

委員 大野 幸一君
小林 英三君
遠山 丙市君
松井 道夫君
北川 定務君

衆議院議員
政府委員
法務政務次官 牧野 寛策君
検事(法制意見第一局長) 野木 新一君
検事(民事局長) 村上 朝一君
大蔵事務官(理財局長) 伊原 隆君
大蔵事務官(理財局長) 吉田 信邦君
衆議院事務局側
常任委員会 村 敦三君
専門員

説明員
最高裁判所(事務総局長官代理者) 民事局長 關根小郷君

四月八日本委員会に左の事件を付託された。

一、株式の名義書換に関する法律案(予備審査のための付託は四月三日)